

## 第64回大阪市大規模小売店舗立地審議会会議要旨

1 日 時 平成28年4月26日（火） 午後2時開会 午後3時51分閉会

2 場 所 大阪産業創造館 11階 会議室

3 出席者

(1) 委員 向山会長、翁長会長代理、岸本委員、佐藤委員、檜谷委員、吉田委員、  
若井委員

(2) 事務局 経済戦略局：穂積商業立地担当課長

4 議 題

大規模小売店舗立地法に基づく届出案件の審議について

- (1) 「イズミヤ今福ファミリータウン」
- (2) 「(仮称)ドン・キホーテ阿倍野店」
- (3) 「ホームセンターコーナン御幣島店」

5 議事要旨

- (1) 届出案件に係る届出内容について、事務局より説明を行った。
- (2) 届出案件の審議に際し、審議会委員から質問、意見等があった。

主な指摘事項は次のとおり

### ① 「イズミヤ今福ファミリータウン」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 変更後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めるよう要望する。
- ・ 騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施にあたっては、周辺的生活環境の悪化防止等に、より一層の配慮を行うよう要望する。
- ・ 本件については、24時間営業に変更することについて、生活環境の悪化を強く懸念するとともに、設置者に騒音や防犯に関する対応策を求める旨の意見が地域住民から表明されている。

地域住民にとっては切実な問題であるため、当該店舗の設置者は周辺地域

の生活環境保持のために指針に基づく配慮事項を遵守するだけでなく、それ以外の事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切に対応されるよう要望する。

また、近隣住民との信頼関係を構築し、24時間営業への変更に対し、十分な理解が得られるよう誠意をもって対応されるよう要望する。

## ②「(仮称)ドン・キホーテ阿倍野店」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望する。
- ・ 騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施にあたっては、周辺の生活環境の悪化防止等に、より一層の配慮を行うよう要望する。
- ・ 来客による自転車が近隣の道路上に放置されることを抑制する観点から、駐輪場の利用の効率性を高めるとともに、駐輪場の適切な管理を行うよう要望する。

## ③「ホームセンターコーナン御幣島店」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 変更後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・

運営に努めるよう要望する。

- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望する。

## 6 配布資料

資料1 次第

資料2 配席図・委員名簿

資料3 大阪市意見（案）について

資料4 住民等意見書の概要

資料5 意見書への回答

資料6 届出要約書

資料7 「軽微な延刻等」に係る手続きの状況について（報告）

資料8 大阪市大店立地法手続要綱改正にかかる資料

## 7 問い合わせ先 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

（電話）06-6615-3784

（FAX）06-6614-0190